

4 健 第 8 1 5 2 号  
令和4年11月11日

各医療機関の長 様

福島県保健福祉部長  
(公 印 省 略)

医師の働き方改革の施行に向けた宿日直許可の取得について（通知）

日頃から本県の保健福祉行政の推進に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に当たり、大学病院など医師派遣を行っている医療機関では、医師派遣先の医療機関における労働時間も通算した上で、時間外・休日労働時間の上限を超えないようにする必要があります。

つきましては、他医療機関から医師派遣を受けている医療機関では、必要に応じて、医師派遣元の医療機関とも相談し、医師の宿日直勤務に係る許可の取得を行うなど、改めて、自院の宿日直許可取得の状況や内容を御確認いただくとともに、適切な対応をお願いします。

なお、下記のとおりお知らせしますので、取組の参考としていただきますよう併せてお願いします。

## 記

### 1 福島県医療勤務環境改善支援センターによる支援について

宿日直許可取得については、福島県医療勤務環境改善支援センターにおいて支援を行っております。同センターのチラシを同封しますので、許可申請に当たって不明な点などございましたら、お気軽に御相談ください。

### 2 情報提供事項

#### (1) トップマネジメント研修について

厚生労働省では、病院長を対象にトップマネジメント研修を開催しております。事例紹介などのプログラムもありますので、ぜひ御参加願います。

#### (2) 勤務環境改善好事例セミナーについて

厚生労働省では、医療機関の職員を広く対象に標記セミナーを開催します。勤務環境改善に取り組む全国の医療機関の好事例を紹介する内容となっておりますので、ぜひ御参加願います。

(事務担当 医療人材対策室 主事 小針 電話：024-521-7881)